

人権に関する総合計画の中間見直しに伴う策定方針（案）について

1. 見直しの趣旨

- 人権を取り巻く国際情勢や社会情勢、国・県の動きを見据え、市民及び企業・事業所等と行政が、人権尊重のまちづくりのため、主体的に取り組むことを目指し、平成 29 年（2017 年）7 月に「甲賀市人権に関する総合計画」を策定し、第 2 次甲賀市総合計画第 2 期基本計画の策定に併せ、令和 3 年（2021 年）10 月に見直しを行いました。
- 令和 6 年度に実施される第 2 次甲賀市総合計画第 3 期基本計画の策定に併せ、現行計画の見直しを行うものです。

2. 計画の位置づけ

- 現行計画は、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。

3. 見直しの方向性

- 現行計画の策定にあたっては、国及び滋賀県が策定する関連計画並びに第 2 次甲賀市総合計画第 3 期基本計画の策定の方向性や、本市が策定している他の計画等と整合性を図るとともに、現行計画の基本理念に基づきこれまでの成果や課題等の検証を行い、見直すこととします。

《現行計画の基本理念》

命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか

- ・一人ひとりの命が大切にされ、命が輝くまちをつくれます。
 - ・自尊感情を育み、居場所がある幸せを感じられるまちをつくれます。
 - ・お互いに違いを認め合い、誰もが輝く多様性があるまちをつくれます。
 - ・人と人とのつながりを深め、ささえ合える優しさあふれるまちをつくれます。
- 市民意識調査の結果を反映するとともに、第 2 次甲賀市総合計画の方針に掲げる「新しい豊かさ」によるまちづくりの視点を踏まえ、見直すこととします。

【論点】

現行計画の基本理念を継承しつつ、新たな法（LGBT理解増進法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等）の整備や社会情勢の変化に対応した計画となるよう、見直しに取り組みます。

4. 計画の期間

- 計画期間の見直しは行わず、平成 29 年度 (2017 年度) から令和 10 年度 (2028 年度) までの 12 年間とします。

5. 見直し体制・市民等の参加

- 甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部会議において、現行計画の見直しに関する庁内調整を図ります。
- 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会において、現行計画の見直しに関する調査及び審議を行います。
- 市民意識調査やパブリック・コメント及びオンライン合意形成プラットフォーム (Liqlid) を活用し広く市民の意見を聴取します。

6. 計画策定のスケジュール

令和 6 年	4 月	策定方針の決定
	5 月	審議会 (策定方針)
	7 月	審議会 (諮問・素案)
	10 月	審議会 (計画案・答申)
	12 月	パブリック・コメント
令和 7 年	2 月	審議会 (パブリック・コメント結果・改訂案)
	3 月	計画決定